

自転車の通行等に関するルール

基本的な自転車通行ルール

自転車は、車道が原則、歩道は例外
 道路交通法上、自転車は軽車両と位置付けられています。したがって、歩道と車道の区別のあるところは車道通行が原則です。

【罰則】 3カ月以下の懲役又は5万円以下の罰金



車道は左側を通行

【罰則】 3カ月以下の懲役又は5万円以下の罰金



自転車は道路の左端に寄って通行しなければなりません。

歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行

歩道では、すぐに停止できる速度で、歩行者の通行を妨げる場合は一時停止しなければなりません。

【罰則】 2万円以下の罰金又は料料



普通自転車の歩道通行に関する規定(H20.6.1改正)

改正前

道路標識等により歩道通行できるとされている場合



道路標識等により歩道通行できるとされている場合



運転者が児童、幼児等の場合

車道又は交通の状況からみてやむを得ない場合

「普通自転車の通行部分の指定」がある場合(国道1号紺屋町～南安倍)

自転車は、普通自転車通行部分を通行(道路交通法第63条の4第2項)

歩道に白線、道路標識等により自転車が通行すべき部分として指定された部分(「普通自転車通行指定部分」)がある場合は、普通自転車通行部分を、すぐに停止できる速度で通行する。歩行者の通行を妨げる場合は一時停止しなければならない。ただし、歩行者がいなくときは安全な速度と方法で進行できる。

「ただし」以降はH20.6.1改正

歩行者も自転車に配慮(H20.6.1改正)

「普通自転車通行指定部分」があるときは、歩行者もできるだけ避けて通行するよう努める



【罰則】 2万円以下の罰金又は料料

